

指名停止措置について

記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、北関東総合警備保障株式会社（所在地 栃木県宇都宮市）外6社に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

令和4年7月29日

国土交通省
北陸地方整備局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

【問い合わせ先】

北陸地方整備局 総務部 契約課長 相場 明男
電話 025-370-6647（課直通）
北陸地方整備局 総務部 契約管理官 成澤 裕子
電話 025-370-6650（課直通）

※港湾空港関係工事に係る措置に関するもの

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
①北関東総合警備保障株式会社	①栃木県宇都宮市不動前1-3-14
②ALSOK群馬株式会社	②群馬県前橋市大渡町2-1-5
③株式会社シムックス	③群馬県太田市植木野町300-1
④国際警備株式会社	④群馬県高崎市江木町1525
⑤ケービックス株式会社	⑤群馬県前橋市問屋町1-10-3
⑥東朋産業株式会社	⑥群馬県前橋市総社町桜が丘1225-2
⑦セコム上信越株式会社	⑦新潟県新潟市中央区新光町1-10

2. 指名停止措置期間： ①②⑦ 令和4年7月29日～令和4年9月28日（2ヵ月）
③④⑤⑥ 令和4年7月29日～令和4年11月28日（4ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲： 北陸地方整備局管内

4. 事実概要

公正取引委員会は、令和4年2月25日、国（関東地方整備局）や群馬県等が発注する特定機械警備業務の競争入札等で談合を繰り返したとして、7社に対し独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定違反を認定し、排除措置命令（6社）及び課徴金納付命令（4社）を行った。

5. 措置理由

上記4.については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第6号口に該当し、これを準用する「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）第1条についても該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

【参考】

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>6 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、独占禁止法違反第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。(第12号に掲げる場合を除く。)</p> <p>イ 当該地方整備局の所属担当官</p> <p>ロ <u>当該地方整備局の所属担当官以外の国土交通省の所属担当官</u></p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3ヵ月以上 12ヵ月以内</p> <p><u>2ヵ月以上 9ヵ月以内</u></p>

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の運用基準について」（抜粋）

7 別表第2関係

四

別表第2第5号から第7号まで及び第12号イの措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とすること。この場合において、この号前段の期間が別表第2第5号から第7号まで及び第12号に規定する期間の短期を下回る場合においては、第3第3項の規定を適用するものとする。